

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○救急業務協力申出の撤回の届出	(医療政策課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○令和三年度ブルセラ症及び結核の検査の実施	(畜産課)	二
○令和三年度ヨーネ病の検査の実施	(同)	二
○令和三年度アカバネ病の検査の実施	(同)	三
○令和三年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	三
○令和三年度豚熱の検査の実施	(同)	三
○令和三年度オースキー病の検査の実施	(同)	四
○令和三年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	四
○令和三年度牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、豚ブルセラ症の検査の実施	(同)	四
○令和三年度腐蝕病の検査の実施	(同)	四
○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施	(同)	五
○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	五
○県営土地改良事業の換地処分(二件)	(農村整備課)	五
○令和二年宮城県告示第九百二十八号(宮城県資源管理方針)の一部改正	(水産業基盤整備課)	六
○保安林の指定施設要件の変更の予定	(森林整備課)	七
○道路の区域変更(四件)	(道路課)	七

公 告

○道路の区域変更	(同)	九
○道路の供用開始(四件)	(同)	九
○都市計画事業の認可(三件)	(都市計画課)	一〇
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	一一
○土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	一一
○公の施設の指定管理者の主たる事務所の変更の届出	(同)	一一
○都市計画事業の事業計画変更の認可(十一件)	(同)	一一
○土地改良区役員の就任の届出	(北部地方振興事務所)	一六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(管財課)	一六
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(警察本部会計課)	一六
○宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令	(同)	一六
○定期監査の結果の公表	(同)	一七
○財政的援助団体等監査の結果の公表	(同)	二二
○公安委員会	(同)	二四
○押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則	(同)	二六
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則	(同)	三二
○意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程	(同)	三三
○意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程	(同)	三三
○コイヘルペスウイルス病に係る指示	(同)	三四
○宮城県告示第二百四十二号	(同)	三四

告 示

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した次の

救急医療機関の開設者から、令和三年三月三十一日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	公益社団法人地域医療振興協会 女川町地域医療センター
所 在 地	女川町鷲神浜字堀切山百七番地一

○宮城県告示第二百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二一〇五八七	つむぎ 石巻市須江字中塚百四十五番一	生活介護	社会福祉法人 石巻祥心会	令和三年四月一日
○四一〇二一〇五九五	あつぶるぶらす 石巻市駅前北通り二丁目十二一十七	自立訓練（生活訓練）	株式会社アツブルファーム	令和三年四月一日
○四一〇二一〇六〇三	石巻メンテナンセンター 石巻市湊字島井崎一	就労継続支援B型	社会福祉法人 石巻祥心会	令和三年四月一日

○宮城県告示第二百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 実施の目的
ブルセラ症及び結核の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 2 共同牧野等に放牧する牛
- 3 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨーネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、大河原町、柴田町、川崎町、仙台市、大崎市（旧鳴子町及び旧田尻町の区域）、栗原市（旧栗駒町の区域）、登米市（旧迫町及び旧石越町の区域）又は石巻市（旧河南町及び旧桃生町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、白石市、大和町、塩釜市、大崎市（旧古川市及び旧三本木町の区域）、加美町（旧中新田町及び旧小野田町の区域）、栗原市（旧瀬峰町及び旧花山村の区域）、登米市（旧南方町及び旧津山町の区域）、石巻市（旧石巻市の区域）又は東松島市で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

- 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病の発生子察

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

次に掲げる家畜（死体）。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。

1 特定臨床症状を示す全月齢の死亡牛

2 生前に歩行困難、起立不能等であった四十八カ月齢以上の死亡牛

3 1及び2以外の九十六カ月齢以上の死亡牛

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚熱の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生

生所長が指定する日

五 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

一 実施の目的

オースキー病の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚

3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生子防

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家きん（飼養羽数が百羽以上（だちょうは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬バラチフス及び豚ブルセラ症の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜

宮城県知事 村 井 嘉 浩

検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家セ第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆^{ヌメ}病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第二百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射（以下「注射」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射を受けるべき旨を命ずる。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、当該所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

○宮城県告示第二百五十四号

県管気仙沼地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年三月三十日から令和三年四月二十七日まで

三 縦覧場所

気仙沼市役所

○宮城県告示第二百五十五号

県管七ヶ浜地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年三月三十日から令和三年四月二十七日まで

三 縦覧場所

七ヶ浜町役場

○宮城県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

飯野川地区

二 処分年月日

令和三年三月二十三日

○宮城県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

大曲地区

二 処分年月日

令和三年三月二十二日

○宮城県告示第二百五十八号

令和二年宮城県告示第九百二十八号（宮城県資源管理方針）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八一（一）イ（ロ）中「いう。」の下に「以下同じ。」を加え、同二（一）ロ、同四（一）イ（ロ）及び同五（一）イ（ロ）中「（法第六十条第三項及び第五項第二号に掲げる漁業をいう。）」を削り、同五の次に次のように加える。

6 すけとうだら太平洋系群

（一）知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

すけとうだら漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

（イ）水域

（ロ）の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

（ロ）対象とする漁業

小型機船底びき網漁業（法第五十七条第一項及び漁業の許可及び取締まり等に関する省令第七十条第二号に掲げる漁業をいう。以下、同じ）、定置網漁業、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらを採捕する全ての漁業

（ハ）漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までとする。

（ニ）漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をすけとうだら漁業に配分する。

（三）漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業及び定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における小型機船底びき網漁業に係る漁獲努力量の上限は一万三千八百隻日、定置網漁業に係る漁獲努力量の上限は年間操業日数三百三十日とする。

（四）その他資源管理に関する重要事項

特になし

7 するめいか

（一）知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

するめいか漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

（イ）水域

（ロ）の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

（ロ）対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、定置網漁業、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までとする。

(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量をするめいか漁業に配分する。

(三) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業及び定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における小型機船底びき網漁業に係る漁獲努力量の上限は一万三千八百隻日、定置網漁業に係る漁獲努力量の上限は年間操業日数三百三十日とする。

(四) その他資源管理に関する重要事項

特になし

○宮城県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三四六号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前	A	前	B			
登米市東和町錦織字浅草二番一地先から		七・二 二八・七	三・四 四六・二		九八一・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分を

同市東和町錦織字大町五四番一地先まで		後		A	B	三・四 四六・二	一三六・六	いう。
で								

○宮城県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市大街道西一丁目二番一〇地先から 同市大街道北三丁目三番四地先まで		前	後	一四・〇 一五・一	二〇三・九
		後	前	一四・四 三四・九	二〇三・九

○宮城県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市渡波字花立山一番九地先から 同市渡波字大浜二番二地先まで		前A	後A	八・五 一一二・一	一、八七四・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後B	前A	一三・〇 一一二・〇	一、五四四・三	

○宮城県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台村田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
柴田郡村田町大字菅生字館六九番四地先から 同郡同町大字菅生字宮根二四番一地先まで		前	後	一〇・〇 二三・〇	七八〇・〇
		後	前	一二・〇 五七・〇	七八〇・〇
柴田郡村田町大字菅生字宮根四三番一地先から 同郡同町大字菅生字下倉五八番一地先まで		前	後	一六・五 二四・〇	四四〇・〇
		後	前	一六・五 二四・〇	四四〇・〇
柴田郡村田町大字菅生字田中六一番三地先まで 同郡同町大字菅生字田中六一番三地先まで		前	後	七・〇 六二・〇	三六〇・〇
		後	前	七・〇 六二・〇	三六〇・〇
柴田郡村田町大字菅生字宮前八一番三地先から 同郡同町大字菅生字大館一三番一地先まで		前	後	一六・〇 五七・〇	一七〇・〇
		後	前	一六・〇 五七・〇	一七〇・〇

○宮城県告示第二百六十四号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第五項の規定に基づき国土交通省東北地方整備局長から次のように道路の区域を変更する旨の通知があったので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 通知のあった年月日 令和三年三月九日
- 二 道路の種類 一般国道
- 三 路線名 三四九号
- 四 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考	
伊具郡丸森町耕野字不動六六番一地从り 同郡同町館矢間山田字小原瀬西一二番一地从り		前	後	A	B	A	B	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
		四・七〇	八・七〇	九二・六	一五六・一	一三、二二九・〇	六、〇〇九・〇		
		四・七〇	八・七〇	九二・六	一五六・一	一三、二二九・〇	六、〇〇九・〇		

○宮城県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字不動六六番一地从り 同郡同町館矢間山田字小原瀬西一二番一地从り	令和三年 三月三十一日
------	------	---	----------------

○宮城県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市大街道西二丁目二番一〇地先から 同市大街道北三丁目三番四地先まで	令和三年 三月三十日

○宮城県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市渡波字クルミ浜一〇番二五地先から 同市渡波字大畑一四番二地先まで	令和三年 三月三十一日 午前十時

○宮城県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台塩釜線	塩竈市中の島二番一四地先から同市中の島六二番地先まで	令和三年三月三十日 正午

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・百七十号朝日竹の里線

三 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県岩沼市三色吉字鶴、同市竹の里一丁目及び同市竹の里三丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・十七号李塚新田線

三 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県大崎市古川福浦字新土手外、同字土手外沼上、同字土手内、同字土手外、同字道ノ上、同市古川宮袋字鹿嶋浦及び同市古川小泉字大小地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大和町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・二百三号吉田落合線

三 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県黒川郡大和町吉田字八反田中及び同字八反田下地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・十六号宮沢根白石線

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 取用の部分

平成十四年宮城県告示第五百三十二号、平成二十四年宮城県告示第二百九十二号及び平成三十年宮城県告示第百十九号の事業地に仙台市若林区連坊一丁目、同区連坊二丁目、同区新寺三丁目及び同区新寺四丁目を加える。

2 使用の部分

平成十四年宮城県告示第五百三十二号、平成二十四年宮城県告示第二百九十二号及び平成三十年宮城県告示第百十九号の事業地に仙台市若林区南鍛冶町地内を加える。

○宮城県告示第二百七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和三年三月三十日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

利府町新太子堂土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町中央二丁目二番地十一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

今 野 進 宮城県利府町中央一丁目二番地十一

阿 部 正 宮城県利府町森郷字後楽西四十一番地の二

日 野 明 夫 宮城県利府町中央一丁目十四番地一

丹 野 秀 樹 宮城県利府町中央一丁目十四番地四

鈴 木 安 洋 宮城県利府町森郷字川袋三十六番地二

高 橋 通 宮城県利府町中央二丁目三番地三

○宮城県告示第二百七十四号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

令和三年三月三十日

一 公の施設の名称

石巻南浜津波復興祈念公園

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 変更事項

指定管理者の構成員の所在地

変 更 後	石巻市湊町一丁目八番十三号
変 更 前	石巻市築山一丁目四番四十三号 サンライズ築山B一二号

三 届出年月日

令和三年二月十八日

○宮城県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業 2 名称 仙台市阿武隈川下流域関連公共下水道 三 事業施行期間 「昭和五十七年十月十八日から平成三十三年三月三十一日まで」を「昭和五十七年十月十八日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p>	<p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業 2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道 三 事業施行期間 「昭和五十四年九月十一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「昭和五十四年九月十一日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 取用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第二百七十六号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和三年三月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 施行者の名称 石巻市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業 2 名称 仙台市公共下水道 三 事業施行期間 「昭和三十三年二月四日から平成三十三年三月三十一日まで」を「昭和三十三年二月四日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 取用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第二百七十八号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和三年三月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業 2 名称 仙台市公共下水道 三 事業施行期間 「昭和三十三年二月四日から平成三十三年三月三十一日まで」を「昭和三十三年二月四日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 取用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第二百七十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和三年三月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

石巻市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成四年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成四年三月十三日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和三年三月三十日

一 施行者の名称

石巻市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道事業

2 名称

石巻市東部流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成九年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成九年三月二十八日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和三年三月三十日

一 施行者の名称

塩竈市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

塩竈市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和三十四年三月三十一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「昭和三十四年三月三十一日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和三年三月三十日

一 施行者の名称

栗原市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画下水道事業

2 名称

栗原市流域関連公共下水道及び栗原市流域関連特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

平成四年二月十二日から令和八年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

平成六年宮城県告示第二百九十三号、平成十一年宮城県告示第二百四十八号、平成十六年宮城県告示第六十号、平成十六年宮城県告示第三十九号、平成十一年宮城県告示第三百二十九号、平成十六年宮城県告示第六十一号、平成十一年宮城県告示第八百三十号、平成十六年宮城県告示第六十二号、平成十六年宮城県告示第一千百十三号、平成十六年宮城県告示第四十号、平成十一年宮城県告示第二百四十九号、平成十六年宮城県告示第六十三号、平成四年宮城県告示第二百十四号、平成十一年宮城県告示第五百九十九号、平成十五年宮城県告示第三百七十五号、平成二十二年宮城県告示第三百一十一号、平成二十七年宮城県告示第四十一号、平成三十年宮城県告示第三百六十八号の事業地に、大字志波姫芝の脇南、大字栗駒猿飛来字北上野、大字栗駒猿飛来字上野原東、大字金成姉齒字水押、大字金成姉齒字中沢前、大字金成姉齒字谷地、大字金成姉齒字道才沢、大字金成姉齒字谷地尻、大字金成姉齒字根岸、大字金成姉齒字田子谷前、大字金成姉齒字松浦、大字金成姉齒字栄田、大字金成姉齒字姉妹田、大字金成姉齒字姫崎、大字金成姉齒字都田、大字金成梨崎字南沢、大字金成梨崎字佐野、大字金成梨崎字待井、大字金成梨崎字仲道、大字志波姫字北伊豆野、大字志波姫字新糠塚、大字志波姫字南伊豆野、大字志波姫字新橋本、大字志波姫字新上戸、大字志波姫字白東、大字志波姫字横峰浦、大字志波姫字間内東、大字志波姫字新川の口、大字志波姫字上戸南、大字志波姫伊豆野芝の脇東、大字志波姫伊豆野字北町尻、大字志波姫伊豆野字町北側、大字志波姫伊豆野字町南側、大字志波姫伊豆野字南浦、大字志波姫伊豆野字中町浦、大字志波姫伊豆野字南町尻、大字志波姫伊豆野字加藤前、大字志波姫北郷字糠塚前、大字志波姫北郷字屋敷前、大字志波姫北郷字杉屋敷前、大字志波姫北郷字橋本、大字志波姫北郷字蟹沢、大字志波姫北郷字桃崎、大字志波姫北郷字狐塚、大字志波姫北郷字古戸、大字志波姫北郷字白山、大字志波姫北郷字川の口、大字志波姫北郷字新坂、大字志波姫北郷字川の口前、大字志波姫南郷字久保、大字志波姫南郷字上戸前、大字志波姫南郷字新田畑、大字志波姫南郷字遠根、大字志波姫南郷字五反待井、大字志波姫南郷字熊谷、

大字志波姫南郷字吉四郎、大字志波姫南郷字上戸、大字志波姫南郷字西風、大字志波姫南郷字山中、大字志波姫南郷字蓮田、大字志波姫八樟字浦山、大字志波姫八樟字台、大字志波姫八樟字新田、大字志波姫八樟字渋、大字志波姫八樟字横峰、大字志波姫伊豆野字颯壁、大字若柳字川南上堤、大字の上及び、大字築館字萩沢加倉を加え、大字志波姫伊豆野字颯壁、大字若柳字川南上堤、大字若柳字川南新堤下、大字若柳字川南戸ノ西、大字志波姫伊豆野字蓮沼前、大字志波姫伊豆野字沼の上、大字栗駒中野字上野原北、大字栗駒中野字上野原南、大字栗駒中野字菖蒲沢、大字金成梨崎字道ノ上、大字金成梨崎字姫ノ子、大字志波姫字荒町南、大字志波姫字新原、大字志波姫字荒町北、大字志波姫字大門南、大字志波姫字新熊谷、大字志波姫字南八樟、大字志波姫伊豆野字荒町前、大字志波姫南郷字清水坂、大字志波姫堀口字西風前及び、大字志波姫堀口字要害前地内において事業地を変更する。

○宮城県告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

一 施行者の名称

東松島市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

東松島市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成四年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成四年三月十三日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年三月三十日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

昭和四十七年三月十日宮城県告示第百八十三号、昭和四十九年三月十九日宮城県告示第百二十九十七号、昭和五十五年五月二日宮城県告示第四百四十八号、昭和六十一年十一月二十八日宮城県告示第千三百五十八号、平成元年七月四日宮城県告示第九百二十七号、平成三年四月二十六日宮城県告示第千五百四十五号、平成八年六月二十一日宮城県告示第八百号、平成九年二月七日宮城県告示第百三十九号、平成十年一月九日宮城県告示第十七号、平成十一年三月三十日宮城県告示第三百九十二号、平成十二年十一月七日宮城県告示第千三百三十四号、平成十二年十一月二十八日宮城県告示第千二百二二二号、平成十六年二月二十七日宮城県告示第百二十二号、平成十六年三月十二日宮城県告示第千三百六十六号、平成二十一年三月二十四日宮城県告示第百五十六号、平成二十一年三月二十四日宮城県告示第百五十七号、平成二十五年七月五日宮城県告示第百四十三号、平成三十年十一月十三日宮城県告示第千一十一号の事業地に、大崎市古川福浦三丁目、江合本町三丁目の一部を加える。

○宮城県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大和町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

大和町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成元年六月二十七日から令和八年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

女川町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

女川町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成九年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成九年三月二十八日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

平成九年宮城県告示第百四十四号、平成十四年宮城県告示第八号、平成二十年宮城県告示第二百八十七号、平成二十五年宮城県告示第四十五号、平成二十八年宮城県告示第四十七号の事業地の大字浦宿浜字浦宿地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美里東部土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和三年三月三十日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年三月十二日	佐々木 啓	遠田郡美里町木間塚字夫婦沼東五十 三番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県庁舎で使用する電気 年間八百四十七万九千百キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和三年三月十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社 仙台市青葉区本町一丁目七番一号

五 契約金額 四億九百三万四千十六円（税抜）

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域
名取市高館吉田字東真坂六番五の一部、七番一、七番四の一部、十四番三地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和三年三月十二日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 契約金額 七千二百八万八千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員服務規程(昭和三十九年宮城県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「特別の事情」の下に「が」を加える。

第七条の五第一項中「、休憩時間変更職員」を削り、「第七条」の下に「及び第七条の三第一項」を加え、「午前九時から午後五時四十五分までとすることができる」を「別に定めるところにより、午前七時から午後六時四十五分までの間で割り振ることができる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「第七条第一項の規定」の下に「(休憩時間変更職員にあつては第七条の三第二項の規定)」を加え、同項を同条第二項とする。

第七条の六第一項中「、任期付短時間勤務職員及び休憩時間変更職員」を「及び任期付短時間勤務職員」に改め、「及び第七条の三第一項」を削り、「午前九時から午後五時四十五分までの間で割り振ることができる」を「別に定めるところにより、午前七時から午後六時四十五分までの間で割り振ることができる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては」及び「(休憩時間変更職員にあつては第七条の三第二項の規定を、それぞれ)」を削り、同項を同条第二項とする。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和3年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和3年3月30日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施日

○総務部

本庁

管財課 2月16日

地方機関

公務研修所 1月22日

公文書館 2月8日

仙台南県税事務所(選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。) 2月5日

仙台中央県税事務所(選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。) 1月25日

仙台北県税事務所(選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。) 2月10日

東部県税事務所(選挙管理委員会東部地方支局を含む。) 1月29日

東部県税事務所登米地域事務所 1月29日

防災(リ)コフター管理事務所 2月16日

○震災・復興企画部

地方機関 2月18日

東京事務所 2月18日

○環境生活部

地方機関 1月27日

保健環境センター 1月27日

動物愛護センター 2月8日

○保健福祉部

地方機関 1月20日

北部保健福祉事務所 1月20日

東部保健福祉事務所 1月29日

気仙沼保健福祉事務所 1月15日

高等看護学校 2月10日

北部児童相談所 1月7日

東部児童相談所 1月29日

女性相談センター 2月16日

リハビリテーション支援センター 1月22日

○経済商工観光部

地方機関

大阪事務所	3月1日	気仙沼教育事務所	2月10日
大河原地方振興事務所	2月2日	総合教育センター	2月4日
仙台地方振興事務所	2月18日	美術館	2月8日
北部地方振興事務所	1月19日	松島自然の家	2月4日
東部地方振興事務所	1月29日	志津川自然の家	3月5日
気仙沼地方振興事務所	1月14日	多賀城跡調査研究所	1月29日
計量検定所	2月18日	東北歴史博物館	2月16日
白石高等技術専門学校	1月12日	仙台第一高等学校	2月10日
仙台高等技術専門学校	2月3日	角田高等学校	2月9日
松島公園管理事務所	2月16日	松島高等学校	2月19日
○農政部		涌谷高等学校	1月20日
地方機関		登米高等学校	1月15日
農業大学校	2月16日	志津川高等学校	1月29日
病害虫防除所	1月20日	泉高等学校	1月28日
仙台家畜保健衛生所	2月16日	多賀城高等学校	1月8日
王城寺原補償工事事務所	1月26日	仙台南高等学校	2月5日
○土木部		石巻西高等学校	1月27日
本庁		仙台東高等学校	1月20日
住宅課	3月5日	宮城野高等学校	1月7日
地方機関		東松島高等学校	2月19日
大河原土木事務所	1月12日	伊具高等学校	2月9日
仙台土木事務所	2月3日	加美農業高等学校	2月3日
北部土木事務所	1月19日	石巻工業高等学校	1月7日
東部土木事務所	1月29日	石巻商業高等学校	1月7日
仙台塩釜港湾事務所	1月8日	第二工業高等学校	2月4日
仙台地方ダム総合事務所	2月9日	聴覚支援学校	1月25日
大崎地方ダム総合事務所	1月20日	金成支援学校	2月16日
○教育庁		気仙沼支援学校	1月27日
本庁		利府支援学校	1月26日
高校教育課	3月5日	小松島支援学校	2月15日
地方機関		○警察本部	

<p>地方機関</p> <p>仙台中警察署 2月4日</p> <p>仙台南警察署 2月3日</p> <p>仙台北警察署 2月15日</p> <p>仙台東警察署 2月8日</p> <p>泉警察署 1月28日</p> <p>塩釜警察署 1月7日</p> <p>大和警察署 1月22日</p> <p>石巻警察署 2月15日</p> <p>登米警察署 1月20日</p> <p>河北警察署 2月4日</p> <p>古川警察署 1月14日</p> <p>若柳警察署 2月4日</p> <p>鳴子警察署 1月21日</p> <p>大河原警察署 1月28日</p> <p>白石警察署 2月2日</p> <p>角田警察署 2月16日</p> <p>亘理警察署 2月8日</p> <p>2 監査結果</p> <p>令和元年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性、及び有効性に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が認められたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 管財課</p> <p>公有財産の取得手続きにおいて、不適切な事務処理が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>名取支援学校のスクールバス待機費用として取得した土地について、土地取得の登録を行っ</p>	<p>ていなかったもの。また、地権者と土地売買契約を締結し、登記を行ったのち、教育庁に公有財産管理換を行っていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・価額 39,424,674円</p> <p>(2) 管財課</p> <p>財産現在高明細書において、不適切な事務管理が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>各所属から管財課への公有財産の取得報告書等の提出遅れや、管財課等に工事を執行委任した場合の所属への引継目録書の提供の遅れなどにより、取得した財産が財産現在高明細書へ適切に反映されていないもの。</p> <p>(3) 仙台南県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 107,945,959円</p> <p>過年度分 193,570,207円</p> <p>合 計 301,516,166円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 113,344,837円</p> <p>過年度分 194,359,382円</p> <p>合 計 307,704,219円</p> <p>(4) 仙台中警察署事務所</p> <p>県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 589,025,667円</p> <p>過年度分 664,034,191円</p> <p>合 計 1,253,059,858円</p>
--	---

<p>・平成30年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>466,898,595円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>729,840,562円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,196,739,157円</td></tr> </table> <p>(5) 仙台北県税事務所</p> <p>県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められた。</p> <p>い。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>167,549,020円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>146,794,618円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>314,343,638円</td></tr> </table> <p>・平成30年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>138,255,982円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>141,495,278円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>279,751,260円</td></tr> </table>	現年度分	466,898,595円	過年度分	729,840,562円	合 計	1,196,739,157円	現年度分	167,549,020円	過年度分	146,794,618円	合 計	314,343,638円	現年度分	138,255,982円	過年度分	141,495,278円	合 計	279,751,260円	<p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>34,343,107円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>69,816,421円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>104,159,528円</td></tr> </table> <p>・平成30年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>35,783,598円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>79,215,621円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>114,999,219円</td></tr> </table> <p>(8) 東部保健福祉事務所</p> <p>社会保険料において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <table border="0"> <tr><td>・件数</td><td>2件</td></tr> <tr><td>・金額</td><td>1,598,275円</td></tr> <tr><td>・延滞金</td><td>12,200円</td></tr> </table>	現年度分	34,343,107円	過年度分	69,816,421円	合 計	104,159,528円	現年度分	35,783,598円	過年度分	79,215,621円	合 計	114,999,219円	・件数	2件	・金額	1,598,275円	・延滞金	12,200円
現年度分	466,898,595円																																				
過年度分	729,840,562円																																				
合 計	1,196,739,157円																																				
現年度分	167,549,020円																																				
過年度分	146,794,618円																																				
合 計	314,343,638円																																				
現年度分	138,255,982円																																				
過年度分	141,495,278円																																				
合 計	279,751,260円																																				
現年度分	34,343,107円																																				
過年度分	69,816,421円																																				
合 計	104,159,528円																																				
現年度分	35,783,598円																																				
過年度分	79,215,621円																																				
合 計	114,999,219円																																				
・件数	2件																																				
・金額	1,598,275円																																				
・延滞金	12,200円																																				
<p>(6) 東部県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められた。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>101,804,884円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>147,750,047円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>249,554,931円</td></tr> </table> <p>・平成30年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>103,410,335円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>161,540,573円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>264,950,908円</td></tr> </table>	現年度分	101,804,884円	過年度分	147,750,047円	合 計	249,554,931円	現年度分	103,410,335円	過年度分	161,540,573円	合 計	264,950,908円	<p>(9) 東部保健福祉事務所</p> <p>歳入歳出外現金において、払出が行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>再任用職員に係る社会保険料について、払出が行われていないもの。</p> <table border="0"> <tr><td>・件数</td><td>20件</td></tr> <tr><td>・未払出額</td><td>169,562円</td></tr> </table> <p>(10) 気仙沼保健福祉事務所</p> <p>過誤払返納金（生活保護費返還金）において、不適切な取扱いがあったので、今後再発しないように対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>平成30年度に発生した被保護者の死亡による保護費の返還金について、債務者である相続人が相続放棄を行ったことにより債権が存在しないにもかかわらず、令和元年度に調定を行ったもの。</p> <table border="0"> <tr><td>・件数</td><td>1件</td></tr> </table>	・件数	20件	・未払出額	169,562円	・件数	1件																		
現年度分	101,804,884円																																				
過年度分	147,750,047円																																				
合 計	249,554,931円																																				
現年度分	103,410,335円																																				
過年度分	161,540,573円																																				
合 計	264,950,908円																																				
・件数	20件																																				
・未払出額	169,562円																																				
・件数	1件																																				
<p>(7) 東部県税事務所登米地域事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められた。</p>																																					

<p>(11) 住宅課</p> <p>・ 調定額 72,310円</p> <p>県営住宅敷金及び駐車場保証金の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 歳入歳出外現金で管理している保有金額と帳簿残高の不一致が認められたもの。</p> <p>・ 県営住宅敷金</p> <p>保有額 485,623,422円</p> <p>帳簿残高 483,160,120円</p> <p>差額 2,463,302円</p> <p>・ 駐車場保証金</p> <p>保有額 51,524,360円</p> <p>帳簿残高 49,137,900円</p> <p>差額 2,386,460円</p> <p>2 県営住宅敷金及び駐車場保証金の管理について、それぞれの保有金額と実際の入居者数及び使用者数との確認を行っていなかったもの。</p> <p>(12) 仙台土木事務所</p> <p>公有財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成31年4月1日に調定すべき電柱敷地使用料について、令和2年1月6日に調定したものの、</p> <p>・ 件数 2件</p> <p>・ 金額 4,500円</p> <p>(13) 東部土木事務所</p> <p>河川敷土地占用料に係る延滞金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成30年度分の延滞金について、河川敷土地占用料の収入遅延に対し督促を行わなかったことにより、徴収ができなかったもの。</p> <p>・ 件数 1件</p> <p>・ 調定金額 44,710円</p>	<p>・ 延滞金額 1,300円</p> <p>(14) 高校教育課</p> <p>物品調達事務において、不適切な処理が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和元年東日本台風で被災した物品のうち、高校教育課で執行すべきものについて、各学校で執行するよう指導したものの、さらに、高校教育課で調達すべき物品に係る予算について、各学校に命運を行い執行させたもの。</p> <p>・ 件数 4件</p> <p>・ 金額 17,224,900円</p> <p>(15) 松島高等学校</p> <p>寄附物品において、引き続き寄附受納手続が適切に行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>県内企業からの寄附物品について、寄附受納手続を行っていなかったもの。また、備品登録すべきところ行っていなかったもの。</p> <p>・ 物品 AEDトレーナーセット一式、VR関連機器一式</p> <p>・ 価格 199,584円</p> <p>(16) 伊具高等学校</p> <p>委託料において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>人的警備業務について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <p>・ 件数 1件</p> <p>・ 金額 270,600円</p> <p>(17) 加美農業高等学校</p> <p>法令に根拠のない金銭の徴収が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>寄附を受納して県有の施設となった百周年記念会館（合宿所）について、条例に定めのない使用料を学校独自に徴収し管理していたもの。</p> <p>・ 件数 97件</p> <p>・ 金額 829,500円</p>
--	---

・違反する法令 地方自治法第228条第1項
(8) 石巻工業高等学校

著しく事務の適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、適正な対策を講じられたい。

(内容)

学校で管理していた、活動実績がなく休眠状態の団体の通帳について、権利関係を整理せず
に団体の元会計担当者へ引き渡したものを。

- ・団体名 宮城県石巻工業高等学校後援三八会
- ・平成元年度末残金 2,017,200円

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

令和3年3月30日

- 1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
下記2のとおり。
- 2 監査結果

令和元年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団体名	実施年月日	監査の結果等
公立大学法人 宮城大学	2. 12. 24	1 団体の事業概要 地方独立行政法人法に基づく大学の設置運営、公開講座による学習機会の提供、研究成果の普及・活用事業等 を行ってている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 15,515,895,651円 (出資割合100.0%)

		〔補助金〕 公立大学法人宮城大学復興人材育成事業費補助金等 93,504,348円 〔交付金〕 公立大学法人宮城大学運営費交付金 2,595,339,988円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
--	--	---

宮城県土地開発公社	2. 12. 24	1 団体の事業概要 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地等の取得、管理及び処分や工業団地の造成等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 50,000,000円 (出資割合100.0%) 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合費県負担金1,930,064円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和元年度末残高 1,290,890,000円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る令和元年度末借入金残高 2,184,250,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
-----------	-----------	--

公益財団法人 みやぎ産業振興機構	3. 1. 13	1 団体の事業概要 本県の産業振興に寄与するため、中小企業等の経営革新、創業の促進及び経営基盤強化等のための支援事業を行ってている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,276,776,000円 (出資割合69.3%) 〔補助金〕 宮城県中小企業経営資源強化対策費補助金等 578,446,073円 〔貸付金〕 短期貸付金 395,968,000円 長期貸付金に係る令和元年度末残高 88,551,998,341円 〔損失補償〕
---------------------	----------	---

<p>公益財団法人 宮城県国際化協会</p>	<p>2. 11. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 多文化共生と県民主体の国際交流や国際協力活動を促進するとともに、市町村及び各種国際交流団体の連絡調整や援助等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 750,000,000円 (出資割合71.8%) 〔補助金〕 国際交流事業補助金等 41,981,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 森林の公益的機能の維持・増進を図るため、森林の適正な管理に関する啓発指導、就労条件改善対策事業及び林業労働力確保支援センターに関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円 (出資割合49.9%) 〔補助金〕 宮城県林業労働力関係事業補助金等 8,573,897円 3 監査の結果 団体の職員に係る諸規程や、団体の運営に係る業務委託契約等において、著しく不適切な点が認められたので、改善を図る必要がある。</p>
<p>一般財団法人 みやぎ産業交流センター</p>	<p>2. 11. 6</p>	<p>1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、会議、イベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うほか、みやぎ産業交流センターの指定管理業務を利用料金制により行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円 (出資割合50.6%) 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター 0円 (夢マップセみやぎ管理運営共同事業体の代表団体) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフェリー埠頭の建設、改良及び維持管理に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,000,000円 (出資割合100.0%) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和元年度末残高 184,805,726円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>一般社団法人 宮城県畜産協会</p>	<p>2. 12. 1</p>	<p>1 団体の事業概要 畜産経営の安定的発展と畜産振興のため、畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕</p>	<p>1 団体の事業概要 塩釜市から旅客ターミナル「フライングゲート塩釜」の指定管理者として指定を受け、利用料金制により施設の管理運営を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 28,305,085円 (出資割合28.3%)</p>

損失補償契約に係る令和元年度未借入金残高
5,414,280,000円

3 監査の結果
県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

147,500,000円 (出資割合57.5%)
〔補助金〕

肉用牛価格安定対策事業費助成金等 19,740,307円
3 監査の結果
県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

公益財団法人
みやぎ林業活性化基金

1 団体の事業概要
森林の公益的機能の維持・増進を図るため、森林の適正な管理に関する啓発指導、就労条件改善対策事業及び林業労働力確保支援センターに関する事業等を行っている。
2 県の財政的援助等の内容
〔出資金〕
250,000,000円 (出資割合49.9%)
〔補助金〕
宮城県林業労働力関係事業補助金等 8,573,897円
3 監査の結果
団体の職員に係る諸規程や、団体の運営に係る業務委託契約等において、著しく不適切な点が認められたので、改善を図る必要がある。

公益財団法人
宮城県フェリー埠頭公社

1 団体の事業概要
仙台塩釜港におけるフェリー埠頭の建設、改良及び維持管理に関する事業等を行っている。
2 県の財政的援助等の内容
〔出資金〕
20,000,000円 (出資割合100.0%)
〔貸付金〕
長期貸付金に係る令和元年度末残高 184,805,726円
3 監査の結果
県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

塩釜港開発株式会社

1 団体の事業概要
塩釜市から旅客ターミナル「フライングゲート塩釜」の指定管理者として指定を受け、利用料金制により施設の管理運営を行っている。
2 県の財政的援助等の内容
〔出資金〕
28,305,085円 (出資割合28.3%)

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第3号

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成16年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号まで、別記様式第7号及び別記様式第9号中「印」を削る。

別記様式第10号備考を同様式備考第2号とし、同様式備考第1号として次の1号を加える。

1 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第11号中

「住所」を「住所」に改める。

氏名 印」を「氏名」に改める。

別記様式第15号中「印」を削る。

(宮城県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)

第2条 宮城県公安委員会審査請求手続規則(平成28年宮城県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「住所」を「住所」に改める。

氏名 ⑩」を「氏名」に改める。

別記様式第4号中「⑩」を削る。

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第3条 質屋営業法施行細則(平成17年宮城県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号その1中「⑩」を削り、同様式その1備考第1号を削り、同様式その1備考第2号を同様式その1備考第1号とし、同様式その1備考第3号を同様式その1備考第2号とし、同様式その1備考第4号を同様式その1備考第3号とする。

別記様式第3号その1中「⑩」を削り、同様式その1備考第1号を削り、同様式その1備考第2号を同様式その1備考第1号とし、同様式その1備考第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

<p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>2. 12. 1 1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アクセス線の運行、管理等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円(出資割合52.9%) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和元年度末残高 7,109,000,000円 3 監査の結果 期末において、債務超過が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p>	<p>3. 1. 14 1 団体の事業概要 一般財団法人宮城県下水道公社及び株式会社ウオーターエージェンシーからなる共同事業体で、仙塩流域下水道、鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 仙塩流域下水道 1,723,404,000円 鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道 640,227,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>3. 1. 19 1 団体の事業概要 環境衛生施設や公害防止プラント等の維持管理業務等を行っている。阿武隈川下流流域下水道の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 阿武隈川下流流域下水道 1,426,637,468円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体</p>	<p>水ingAM株式会社</p>		

別記様式第4号その1中「㊸」を削り、同様式その1備考第1号を削り、同様式その1備考第2号と同様式その1備考第1号とし、同様式その1備考第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記様式第5号中「㊸」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号と同様式備考第1号とし、同様式備考第3号と同様式備考第2号とする。

別記様式第6号中「㊸」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号と同様式備考第1号とし、同様式備考第3号と同様式備考第2号とし、同様式備考第4号と同様式備考第3号とする。

別記様式第7号中「㊸」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号と同様式備考第1号とし、同様式備考第3号と同様式備考第2号とし、同様式備考第4号と同様式備考第3号とする。

別記様式第11号その1中「㊸」を削り、同様式その1備考第1号を削り、同様式その1備考第2号と同様式その1備考第1号とし、同様式その1備考第3号と同様式その1備考第2号とし、同様式その1備考第4号と同様式その1備考第3号とする。

(探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部改正)

第4条 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「㊸」を削り、

- 「1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。」
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 「1 ※印欄には、記載しないこと。に改める。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。」

(警備業法施行細則の一部改正)

第5条 警備業法施行細則（平成20年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊸」を削り、

- 「記載要領
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。」
- 「記載要領 ※印欄には、記載しないこと。」に改める。

別記様式第7号中「㊸」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号と同様式備考第1号とし、同様式備考第3号と同様式備考第2号とする。

別記様式第10号中「㊸」を削る。

別記様式第11号中「㊸」及び「4 誓約書は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。」を削る。

別記様式第12号中「㊸」を削り、

- 「記載要領
- 1 指定申請書は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。」
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 「記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。」に改める。

別記様式第15号中「㊸」を削り、

- 「記載要領
- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
- 2 「理由」欄には、警備員等の検定等に関する規則第8条第1号に掲げる者と同様以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。

「記載要領 「理由」欄には、警備員等の検定等に関する規則第8条第1号に掲げる者と同様に以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。に改める。

別記様式第18号中「㊸」を削る。

別記様式第19号中「㊸」及び「4 誓約書は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名

することができる。」を削る。

別記様式第23号中「㊸」を削り、

- 「記載要領
- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。」
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 「記載要領 ※印の欄には、記載しないこと。」に改める。

(青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

(飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「㊸」を削る。

(暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第8条 暴力団排除条例施行規則（平成23年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正

する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第10号及び別記様式第11号中「㊦」を削る。

(宮城県道路交通規則の一部改正)

第9条 宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「印」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号の号番号を削る。

様式第6号中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号の号番号を削る。

様式第8号中「㊦」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号を同様式備考第1号とし、同様式備考第3号を同様式備考第2号とする。

様式第9号中「印」を削り、同様式備考第1号を削り、同様式備考第2号の号番号を削る。

様式第11号から様式第13号まで備考第1号を削り、様式第11号から様式第13号まで備考第2号の号番号を削る。

様式第14号及び様式第15号中「㊦」を削り、様式第14号及び様式第15号備考第1号を削り、様式第14号及び様式第15号備考第2号の号番号を削る。

様式第15号の2及び様式第16号の2中「㊦」を削る。

様式第21号及び様式第22号中「印」を削り、様式第21号及び様式第22号備考第1号を削り、様式第21号及び様式第22号備考第2号の号番号を削る。

様式第30号の3中

(氏)	(名)	受領印	
-----	-----	-----	--

を

に改める。

「(氏) (名) (名)」

様式第30号の4中「㊦」を削り、同様式備考第2号を削り、同様式備考第3号を同様式備考第2号とする。

様式第31号中「㊦」を削り、同様式備考第2号を削り、同様式備考第3号を同様式備考第2号とする。

様式第32号中「印」を削り、同様式備考第2号を削り、同様式備考第3号を同様式備考第2号と

し、同様式備考第4号を同様式備考第3号とする。

様式第38号及び様式第40号から様式第45号まで中「㊦」を削る。

(宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第10条 宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年宮城県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第7号中「印」を削り、様式第6号及び様式第7号備考第1号を削り、様式第6号及び様式第7号備考第2号の号番号を削る。

様式第6号及び様式第7号備考第2号の号番号を削る。

様式第6号及び様式第7号備考第2号の号番号を削る。

(行列行進集団示威運動に関する条例の施行規則の一部改正)

第11条 行列行進集団示威運動に関する条例の施行規則(昭和30年宮城県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、

当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

宮城県公安委員会規則

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第6条の3の3」を「第6条の3の5」に改める。

第11条第2項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「三輪の自転車」の次に「又は四輪の普通自転車」を、「以下」の次に「これを」を加える。

第15条第2項第1号中「写し」の次に「、運転免許証の写し又は運転経歴証明書の写し」を加え、

同項第2号中「安全運転管理者にあっては、様式第15号の2の安全運転管理者職務経歴書又は」を「施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転

の管理に関する能力に係る認定(以下この条及び第18条において「認定」という。)を受けた安全運

転の管理に関する能力に係る認定(以下この条及び第18条において「認定」という。)を受けた安全運

転管理者等にあつては、」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条中第3項及び第4項を削る。

第18条第3項中「施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定（以下この項及び次項において「認定」という。）」を「認定」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

路線名	区 間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成片馬合手納地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
常磐自動車道	亶理郡山元町坂元字館野内21番7先から亶理郡亶理町遠隣中泉字新田39番1先まで
一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市釜成有壁下大沢田地内岩手県境まで
一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市志波船堀口沖408番1先まで
一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から岩沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道6号複線(38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から亶理郡山元町大平字新平98番3先まで
一般国道6号複線(仙台東部道路)	亶理郡亶理町遠隣生袋字北新丁19番先から仙台市若林区今泉字二木西26番1先から仙台市太白区茂庭字人來田中67番1先まで
一般国道6号(仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番先から仙台市太白区山田字清太原12番先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から気仙沼市唐桑町字竹の袖37番4地先岩手県境まで
一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から気仙沼市唐桑町釜石下120番1先岩手県境まで

一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
一般国道47号(仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から富谷市富谷源内63番8先まで
一般国道48号	仙台市青葉区郷六字大糶35番1地先から仙台市青葉区作並字長原20番地先まで
一般国道108号	石巻市須江字寺前89番1地先から大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
一般国道108号(古川東バイパス)	大崎市古川鶴ヶ塚字新江南20番2先から大崎市古川宮内字後畑11番先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉字古戸前80番地先から大崎市鳴子温泉鬼首字車沢岳地内秋田県境まで
一般国道108号	石巻市酋平一丁目23番6地先から石巻市蛇田字孤懸37番1地先まで
一般国道115号相馬福島道路(東北中央自動車道)	伊具郡丸森町葦甫字下南山20番1先から伊具郡丸森町葦甫字下南山26番1先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方川端無番地先から名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原寒山115番1先から柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
一般国道286号	登米市迫町北方字谷地前181番1地先から栗原市若柳字川南新田東519番1地先まで
一般国道398号	栗原市志波船堀口西風前21番地3地先から栗原市築館伊豆一丁目26番3地先まで
一般国道398号	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から黒川郡大和町落合舞野字石田西20番2先まで
一般国道398号	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
主要地方道塩釜吉岡線	塩釜市大日向町135番6地先から宮城郡利府町利府字新大谷地30番3地先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2先から宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
主要地方道仙台松島線	

主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3号先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20号先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字吉原河瀬66番2号先から 宮城郡松島町初原字原1番10号先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町吉岡東三丁目2番15号地先から 黒川郡大和町吉岡東三丁目2番15号地先まで
主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前三丁目5番1号先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1号先まで
主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2号先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
主要地方道塩釜亘理線	名取市閑上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2号先まで
主要地方道塩釜亘理線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1号先から 亘理郡亘理町字田館61番21号先まで
主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区仙台港北一丁目3番6号地先から 仙台市宮城野区仙台港北一丁目3番3号地先まで
主要地方道塩釜亘理線	名取市牛野字内海294番1号地先から 名取市杉ヶ袋字横字254番1号地先まで
主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前一丁目無番地先から 多賀城市町前一丁目無番地先まで
主要地方道塩釜港線	塩籠市港町一丁目75番地先から 塩籠市港町二丁目127番地先まで
主要地方道塩釜港線	塩籠市貞山通二丁目57番6号地先から 塩籠市港町二丁目335番1号地先まで
主要地方道亘理大河南川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4号先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1号先まで
主要地方道石巻鹿島台大衡線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀242番地先まで
主要地方道仙台空港港線	名取市下増田字小沼55番1号先から 名取市植松字新橋105番1号先まで
主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1号先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7号先まで
主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7号先から 塩籠市港町一丁目75番地先まで
主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐3番1号先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1号先まで
主要地方道泉塩釜線	塩籠市東玉川町26番地先から 塩籠市東玉川町32番地先まで

主要地方道築館登米線	栗原市築館字津後沢道北6番1号地先から 栗原市若柳字川南新田東519番1号地先まで
主要地方道築館登米線	登米市中田町石森字表66番1号地先から 登米市中田町浅水字新沼尻81番5号地先まで
主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1号先から 仙台市太白区長町一丁目119番1号先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1号先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1号先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢3番3号地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大衡村駒場字上推路29番7号地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2号地先まで
主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1号先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1号先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩籠市茸畔町115番2号先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195号先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1号先から 多賀城市栄四丁目13番3号先まで
主要地方道岩沼沿海浜緑地線	名取市押分字須加原129番1号先から 岩沼市来木二丁目340番4号先まで
一般県道開上港線	名取市小塚原字西中塚41番1号先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1号先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8号先まで
一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13号先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1号先まで
一般県道石巻工業港矢本線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2号先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1号先まで
一般県道石巻港イソター線	石巻市重吉町7番1号先から 石巻市門脇字元明神1番1号先まで
一般県道石巻港イソター線	石巻市門脇字元明神1番1号先から 東松島市赤井字八反谷地50番1号先まで
一般県道石巻港イソター線	石巻市赤井字八反谷地69番2号地先から 東松島市赤井字南3225番1号地先まで
一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1号先から 仙台市泉区七北田字大沢大ヶ沢117番先まで
一般県道亘理ノソク一線	亘理郡亘理町逢隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁20番2号先まで
一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6号先から 宮城郡利府町菅谷沢字化粧坂66番1号先まで

一般県道仙台名取線	名取市植松字入生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
一般県道石巻女川イノター線	石巻市蛇田字東道下28番1地先から 石巻市蛇田字東道147番地先まで
市道定禪寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区苫竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区鶴巻一丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番5先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苫竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苫竹三丁目5番4先まで
市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで
市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目3番8先まで
市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先(北西角)から 仙台市宮城野区蒲生三丁目31番1先(南西角)まで
市道扇町23号線	仙台市宮城野区扇町六丁目2番10地先から 仙台市宮城野区扇町六丁目2番13地先まで
市道扇町25号線	仙台市宮城野区扇町七丁目1番1地先から 仙台市宮城野区扇町七丁目3番14地先まで
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁目の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁目の目東町5番先(南東角)まで
市道原町岡田(その2)線	仙台市若林区卸町五丁目2番3地先から 仙台市若林区卸町五丁目3番8地先まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで

市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
市道荒巻大和町線	仙台市泉区明通三丁目51番37先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで
市道南錦町東玉川町線	塩竈市南錦町149番6地先から 塩竈市東玉川町26番地先まで
市道浜街道線	名取市下余田字中荷436番先から 名取市上余田字上合44番7地先まで
市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木二丁目226番2先まで
市道工場街路一号线	多賀城市明月一丁目105番1地先から 多賀城市宮内二丁目119番3地先まで
市道工場街路二号线	多賀城市明月二丁目118番2地先から 多賀城市宮内二丁目118番地先まで
市道工場街路三号线	多賀城市宮内二丁目116番地先から 多賀城市宮内二丁目115番1地先まで
市道工場街路四号线	多賀城市明月二丁目112番1地先から 多賀城市明月二丁目42番地先まで
市道工場街路五号线	多賀城市宮内二丁目57番地先から 多賀城市宮内二丁目117番地先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番1先まで
市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
市道矢野日相野釜藤線	岩沼市下野郷字菱沼6番8先から 岩沼市空港南四丁目2番2先まで

市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目2番2先から 岩沼市下野郷字新相野谷地1番1先まで
市道斜橋・三ツ目沢線	登米市追町北方字谷地前181番1地先から 登米市追町北方字上北浦76番地先まで
市道大洞9号線	登米市追町北方字東富永8番6地先から 登米市追町北方字上北浦76番地先まで
市道駅前8号線	大崎市古川駅前大通一丁目553番地先から 大崎市古川駅前大通二丁目198番地先まで
市道古川沢田線	大崎市古川沢田字新原際99番地1先から 大崎市古川沢田字新原際76番地1先まで
市道古川三ツ江線	大崎市古川沢田字新原際89番地1先から 大崎市古川沢田字新原際60番地1先まで
市道桜ノ目三ツ江線	大崎市古川桜目字新下釜20番地2先から 大崎市古川沢田字新原際60番地1先まで
町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
町道菅生焼ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北焼ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字菅生字下菅26番地先まで
町道山下大沢線	黒川郡大和町小野字明通8番4先から 黒川郡大和町小野字明通8番4先まで
町道松坂平1号線	黒川郡大和町松坂平三丁目1番地先から 黒川郡大和町松坂平六丁目3番8地先まで
町道松坂平2号線	黒川郡大和町松坂平二丁目2番地先から 黒川郡大和町松坂平三丁目8番地先まで
町道味明輝子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷1番1先から 黒川郡大郷町羽生字中の町19番1先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目4番1号先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から 仙台市宮城野区港二丁目34先まで
港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで

港湾道路東一号線	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目24番先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目24番先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで

様式第3号及び様式第4号中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

様式第14号中

⑦	勤 務 期 間	勤 務 所 名	解任年月日	年 月 日
安全運転 管理者の 経 歴	自 . . . 至 . . . 自 . . . 至 . . . 自 . . . 至 . . .	① 前安全運 転管理者	氏 名 解 任 事 由	1 退職 2 転任 3 解任命令 4 その他 ()

を

⑦	勤 務 期 間	勤 務 所 名 等	① 前安全運 転管理者	解任年月日	年 月 日
安全運転 管理者等 の経歴	自 . . . 至 . . . 自 . . . 至 . . . 自 . . . 至 . . .		氏 名 解 任 事 由	1 退職 2 転任 3 解任命令 4 その他 ()	

に改め、同様式備考を同様式備考第2号とし、同様式備考第1号として次の1号を加える。

- 1 安全運転管理者の経歴がない場合は、安全運転管理者等の経歴欄に運転の管理経験を記載すること。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 (第15条関係)

※ 整理番号
(安管 -)

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

副安全運転管理者を選任、解任 }
届 出 事 項 を 変 更 } したので
お届けします。

住所

(電話 FAX)

①選任年月日	年 月 日			⑧ 使用の本拠の業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸 13 電気/ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他													
②副安全運転管理者氏名	(ふりがな)			名 称														
③資格要件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)		位 置														
	1 運転の 管理経験 1年以上	2 運転の経験 期間3年以上	3 公安委員会 の認定	安全運転 管理者の 氏 名														
④職務上の地位				業 種 別														
⑤副安全運転管理者が運転免許を取得している場合	免許の種類			⑨ 乗 用 車	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型 特 殊	小 型 特 殊	自 動 二 輪	計
	免許年月日			管理する自動車台数														
	免許証番号	年 月 日		⑩ 運転者数	免許種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	自 小							
	交付年月日	年 月 日		専従	一 種	二 種	一 種	二 種	中 型	一 種	二 種	一 種	二 種	二	特	計		
	交付公安委員会			予備														
⑥安全運転管理者の勤務態様	勤 務	日勤	隔日	その他 ()														
	補助者の有無	あり (人) なし																
⑦副安全運転管理者等の経歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名 等		⑪ 前副安全運転管理者	解任年月日	年 月 日												
	自 . . 至 . .			氏 名														
	自 . . 至 . .			解任事由	1 退職 2 転任 3 解任命令 4 その他 ()													
	自 . . 至 . .																	
備 考																		

備考 1 副安全運転管理者の経歴がない場合は、副安全運転管理者等の経歴欄に運転の管理経験を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第15号の2及び様式第16号の2を削る。
様式第18号を次のように改める。

様式第18号 削除
様式第19号を次のように改める。

様式第19号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の宮城県道路交通規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の宮城県道路交通規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

宮城県漁業調整委員会

意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

宮城県漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

○宮城県漁業調整委員会規程第一号

意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

意見の聴取に関する手続規程（平成六年宮城県漁業調整委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条、第二十二條第一項、第三十四條第四項、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十三項（第三十六條第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十八條第三項」を「第八十六條第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項（これらの規定を法第八十八條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百十六條第二項及び第三項並びに第百七十七條第十四項において準用する同条第六項」に改める。

第二条中「法第十条及び第二十二條第一項の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十六条までにおいて同じ。」を削る。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、「行政手続法」の下に「平成五年法律第八十八号）を加え、同条第二項第一号及び第二号中「への」を「に」に改め、同条を第四条とする。第六條第二項中「職権で」の下に「」を加え、同条第三項中「ときまでに令第一条の二」を「時までに令第九条第一項」に改め、「第十七條第一項の下に「規定による」を加え、同条を第五条とする。

第七条を削る。

第八条第二項中「意見の聴取の審理の秩序を維持するため、」を削り、「等」を「ことその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために」に改め、同条を第六条とする。

第九条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、「については、参加人は」を「は」に、「意見聴取手続参加許可申請書（様式第四号）を委員長に提出して行うものとする。」を「申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出しするものとする。」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とする。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「手続等」を「手続」に改め、同条第一項本文中「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、「について」及び、「当事者又は参加人は、」を削り、「七日前」を「十日前」に改め、「補佐人出頭許可申請書（様式第六号）を委員会に提出して行うものとする。」を「補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。」に改め、同項ただし書きを削り、同条を第八条とする。

第十二条見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第九条とする。

第十三条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「意見の聴取の調書の作成」を「調書」に、「記載した意見聴取調書（様式第七号）によるものとする」を「記載するものとする」に改め、同項第三号中「意見聴取関係者」を「当事者等」に改め、同項第四号から第六号まで次のように改める。

四 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

五 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）

六 提出された証拠の標目

第十三条第一項中七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条第二項中「意見聴取調書」を「意見の聴取の調書」に改め、同条第三項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「の作成は、報告書（様式第八号）によるものとする」を「には、次に掲げる事項を記載するものとする」に改め、

同項に次の各号を加える。

- 一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
- 二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- 三 前号の意見についての理由

第十三条を第十条とする。

第十四条見出し中「意見聴取調書」を「意見の聴取の調書」に改め、同条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「をしようとする当事者又は参加人は、意見聴取調書の場合にあっては意見聴取調書閲覧請求書（様式第九号）を、報告書の場合にあっては報告書閲覧請求書（様式第十号）を委員会に」を「は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧しようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を」に改め、同条第二項中「意見聴取調書」を「意見の聴取の調書」に、「速やかに、その旨を意見調書調書閲覧決定通知書（様式第十一号）又は報告書閲覧決定通知書（様式第十二号）により意見聴取調書又は報告書の閲覧を請求した当事者又は参加人に通知するものとする」を「閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条を削る。

第十六条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「ときは」を「ときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

第十六条第二項を削り、同条を第十二条とする。

第十七条及び第十八条を削る。

様式第一号から様式第十三号までを削る。

附則

この規程は、令和三年三月三十日から施行する。

内水面漁場管理委員会

意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

○宮城県内水面漁場管理委員会規程第一号

意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

意見の聴取に関する手続規程（平成六年宮城県内水面漁場管理委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条、第二十二條第一項、第三十四條第四項、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十三項（第三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三十八條第三項並びに百二十八條第二項」を「第八十六條第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項（これらの規定を法

第八十八條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第六十九條第二項及び第三項並びに第七十七條第十四項において準用する同条第六項」に改める。

第二条中「（法第十條及び第二十二條第一項の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十六條までにおいて同じ。）」を削る。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、「行政手続法」の下に「平成五年法律第八十八号」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「への」を「に」に改め、同条を第四条とする。

第六条第二項中「職権で」の下に「、」を加え、同条第三項中「ときまでに令第一条の二」を「時までに令第九条第一項」に改め、「第十七條第一項の下に「規定による」を加え、同条を第五条とする。

第七条を削る。

第八条第二項中「意見の聴取の審理の秩序を維持するため、」を削り、「等」を「ことその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために」に改め、同条を第六条とする。

第九条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「については、参加人は」を「は」に、「意見聴取手続参加許可申請書（様式第四号）を委員会に」を「申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とする。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「手続等」を「手続」に改め、同条第一項本文中「第一条の二」を「第九条第一項」に改め、「について」及び、「当事者又は参加人は、」を削り、「七日前」を「十日前」に改め、「補佐人出頭許可申請書（様式第六号）を委員会に提出して行うものとする。」を「補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して

するものとする。」に改め、同項ただし書きを削り、同条を第八条とする。

第十二条見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第九条とする。

第十三条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「意見の聴取の調書の作成」を「調書」に、「記載した意見聴取調書（様式第七号）によるものとする」を「記載するものとする」に改め、同項第三号中「意見聴取関係者」を「当事者等」に改め、同項第四号から第六号まで次のように改める。

四 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

五 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）

六 提出された証拠の標目

第十三条第一項中七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条第二項中「意見聴取調書」を「意見の聴取の調書」に改め、同条第三項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「の作成は、報告書（様式第八号）によるものとする」を「には、次に掲げる事項を記載するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

三 前号の意見についての理由

第十三条を第十条とする。

第十四条見出し中「意見聴取調書」を「意見の聴取の調書」に改め、同条第一項中「第一条の二」を「第九条第一項」に、「をしようとする当事者又は参加人は、意見聴取調書の場合にあっては意見聴取調書閲覧請求書（様式第九号）を、報告書の場合にあっては報告書閲覧請求書（様式第十号）を委員会に」を「は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧しようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を」に改め、同条第二項中「意見聴取調書」を「意見の聴取の調書」に、

「速やかに、その旨を意見調書調書閲覧決定通知書（様式第十一号）又は報告書閲覧決定通知書（様式第十二号）により意見聴取調書又は報告書の閲覧を請求した当事者又は参加人に通知するものとする」を「閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条を削る。

第十六条を削る。

第十六条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「ときは、」を「ときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

第十六条第二項を削り、同条を第十二条とする。

第十七条及び第十八条を削る。

様式第一号から様式第十三号までを削る。

附 則

この規程は、令和三年三月三十日から施行する。

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十條第一項及び第七十一條第四項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

令和三年三月三十日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面

に遺棄してはならない。

4 適用除外

1から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面